



上島町 移住相談窓口からのお願い

空き家バンクへの登録をご検討ください

空き家バンク制度は、空き家の有効活用を通じて、上島町への移住・定住促進による地域活性化を図る制度です。

空き家を放置し続けると、草木が繁茂して隣家に入り込み、あるいは老朽化して倒壊するなど、周囲に迷惑をかけてしまう場合があります。また、相続の登記を行わないまま放置すると、相続人の数が増え続け、誰が管理するのかわからない状態になってしまうことがあります。空き家を放置せず、空き家バンクに掲載して有効に活用することを、ぜひご家族でご検討ください。

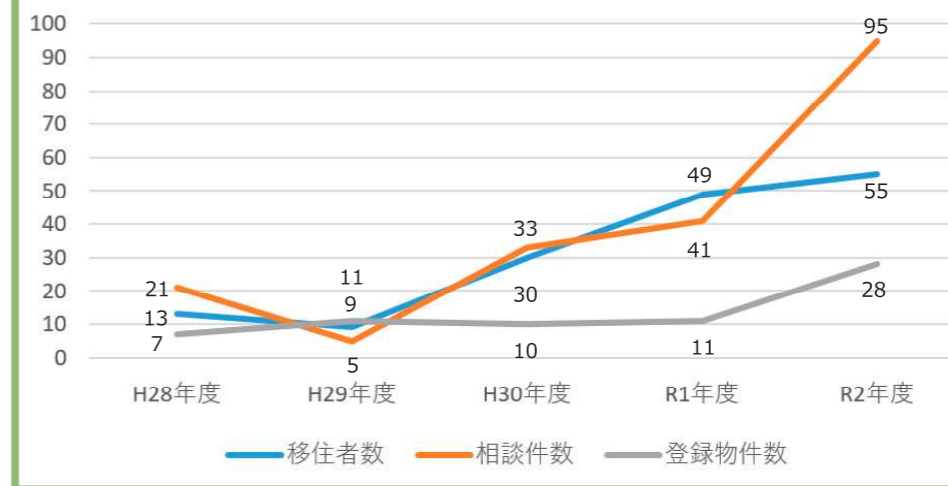
移住希望者が入居できる家が
足りません

令和2年度中に、上島町の相談窓口にあった移住・定住についての相談件数は95件で、前年度の約2.3倍に増えました。が、町外からの移住者数は、対前年度比で約1.1倍にとどまる55人でした。

上島町への移住を検討している方々が、移住に踏み出せない原因のひとつに、「移住後に住む家が見つからない」ことが挙げられます。下のグラフにあるように、空き家バンクへの登録物件数は、令和元年度の11件から令和2年度には28件に増えてはいるものの、相談件数の増加ペースに追いついていない状況です。

令和2年度より、移住・定住総合窓口を担当する島おこし協力隊が町内の空き家実態調査を続けています。その過程で、所有者や管理者により継続的に利用されているわけではないが、何らかの理由で所有者・管理者が売り出しや貸し出しの意思を持たない「利活用されていない、実質的な空き家」が町内にはたくさんあることが判明しました。

移住者数・相談件数・登録物件数



上島町では、この「利活用されていない、実質的な空き家」を、移住・定住を希望する方々に売却あるいは賃貸するお手伝いをして、より多くの移住者を上島町に迎え、また町で定住したいという町民の希望がかなうよう、活用していきたいと考えています。

空き家バンク物件登録のメリットは？

上島町内には不動産業者が無く、不動産業者が町内で扱う物件の数は限られています。また町営住宅は、公営住宅法の規定があり、制度上、家賃算定方法が定められていることから、家賃が高くなる場合があります。そこで上島町では、住居を探している移住・定住希望者に、町内の空き物件についての情報を提供する「空き家バンク制度」を設けています。

空き家バンク物件登録のメリット

- 物件の所有者、物件情報の利用者ともに、空き家バンクを無料で利用できます。
- 町内の物件を探している方々に、インターネットで物件情報をお届けしています。
- 所有者は、借主や買主が決まれば、家賃収入を得ることができ、あるいは固定資産税を払い続けることなく物件の売却益を得ることができ、賃貸の場合、借主様に住居を管理していただけるメリットもあります。

上島町移住者住宅改修支援事業費補助金(県×町)

対象費用	申請者区分	補助率	補助金上限額
改修工事	子育て世代	対象経費の2/3	400万円
	上記以外の世帯	対象経費の2/3	200万円
家財道具の搬出	全ての世帯	対象経費の2/3	20万円

上島町空き家活用事業補助金(町)

対象費用	申請者区分	補助率	補助金上限額
改修工事	新婚世帯又は子育て世代	対象経費の1/2	50万円
	上記以外の世帯	対象経費の1/2	30万円
家財道具の搬出	全ての世帯	対象経費の1/2	10万円
所有権の移転登記	全ての世帯	対象経費の1/2	10万円

空き家・移住定住 ワンストップ窓口

弓削総合支所 2階 企画情報課内
相談専用ダイヤル ☎77-2501

登記のご確認のお願い

土地と建物の不動産の所有権は、法務局で保管されている登記によって記録されています。何世代にもわたって相続登記を行わず、不動産の名義変更をしていない場合、相続人の範囲や数が大きくなっていることがあります。そうになると、不動産を売却しようとした際、相続人全員に同意を求める必要があります。空き家については、所有者が適切な管理に努めるものとされていますが、所有権移転の登記がなされず、

移住定住促進ポータルサイト「瀬戸内かみじまライフ ~ほじゃけん ゆめしま~」を開設しました。URLは、<https://kamijima-life.jp>です。空き家バンクのページは、右のQRコードから移動できます。



その所在が不明瞭な場合、管理責任の所在も不明瞭になることがあります。

空き家の売買をお考えの場合にはまず、売主が登記上の所有者となつている必要があります。登記のご確認は、上島町を所管する松山地方方法務局今治支局(☎0898-2210855)までお願いいたします。